

岩手大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する
構成国立大学法人間協定書

国立大学法人岩手大学（以下「設置法人」という。）並びに国立大学法人弘前大学、国立大学法人山形大学及び国立大学法人福島大学（以下「参加法人」という。）は、幅広く層の厚い教育組織と地域特性を生かした教育研究を通して、東北地域における農学・生命科学の発展と優秀な人材の育成、地域社会並びに世界への貢献をめざして、4国立大学法人（以下「構成法人」という。）間の連携、協力のもと、大学院設置基準第7条の2の規定に基づく岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の設置及び運営について、次のとおり合意する。

（組織形態）

第1条 研究科は、岩手大学を設置大学、弘前大学、山形大学及び福島大学を参加大学として組織する。

（運営の方針）

第2条 構成法人は、それぞれの大学の農学部、農学生命科学部及び食農学類並びに岩手大学の大学院総合科学研究科農学専攻又は地域創生専攻、弘前大学の農学生命科学研究科又は地域共創科学研究科、山形大学の農学研究科及び福島大学の食農科学研究科を中心に、常に密接な連携と協力のもとに、研究科の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実発展に努めるものとする。

（相互理解及び尊重）

第3条 構成法人は、それぞれの法人の理念及び目的を相互に理解するとともに、自主性及び自立性を尊重するものとする。

（管理運営組織）

第4条 研究科の管理運営の基本的な組織として、研究科教授会、研究科代議員会等を設置する。

（業務運営）

第5条 この協定に基づく研究科の業務運営に関する事項は、「岩手大学大学院連合農学研究科における業務運営に関する覚書」に定めるところによる。

（参加法人の教員の身分）

第6条 研究科における参加法人の教員の身分は、大学院設置基準第8条第6項の規定に基づく研究科の教員とし、当該教員の勤務条件、給与の支給等必要な事項は、「岩手大学大学院連合農学研究科の連携協力における兼職に関する覚書」に定めるところによる。

(経費の支払い)

第7条 研究科に係る教育研究等に要する基本的な経費は、設置法人が参加法人に予算の範囲内で支払う。

(学生に対する責任)

第8条 構成法人は、研究科の学生の教育研究に対して、適切な措置を講ずるものとする。

(賠償責任保険等)

第9条 構成法人は、必要に応じて賠償責任保険等に加入する。

(関連法規等)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は、構成法人の諸規則並びに岩手大学大学院学則及び岩手大学大学院連合農学研究科規則等に定めるほか、構成法人間の協議により定める。

(記載事項の変更)

第11条 この協定書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

(付帯事項)

第12条 この協定書は、4通作成し、構成法人において各1通を所持する。

(発行及び効力)

第13条 この協定書は、令和7年4月1日から効力を有する。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限の6か月前までに設置法人及び参加法人から改廃についての意思表示がない場合には、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

令和7年1月22日

国立大学法人 岩手大学 長

小川 智

国立大学法人 弘前大学 長

楯田 眞作

国立大学法人 山形大学 長

玉手 英利

国立大学法人 福島大学 長

三浦 浩喜